

旭川医科大学センター等運営規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 西川 祐 司

旭川医科大学センター等運営規程の一部を改正する規程

旭川医科大学センター等運営規程（令和5年旭医大達第52号）の一部について、下表右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>(略)</p> <p>(責任者)</p> <p>第2条 センター等に、センター等責任者を置く。</p> <p>2 センター等責任者は、センター等に関する業務を掌理するとともに、次条に規定する教員会議の議長となり、教員会議を主宰する。</p> <p>3 責任者は、センター等の<u>長</u>のうちから次条に規定する教員会議において選出する。</p> <p>4 責任者の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、事故等により責任者が欠員になった場合の後任の責任者の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(教員会議)</p> <p>第3条 センター等に、教員会議を置く。</p> <p>2 教員会議は、センター等に関する次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 各種委員会への委員の選出に関すること。</p> <p>(2) 学長、役員会等から諮問又は付託された事項に関すること。</p>	<p>(略)</p> <p>(責任者)</p> <p>第2条 センター等に、センター等責任者を置く。</p> <p>2 センター等責任者は、センター等に関する業務を掌理するとともに、次条に規定する教員会議の議長となり、教員会議を主宰する。</p> <p>3 責任者は、センター等の<u>教授</u>のうちから次条に規定する教員会議において選出する。</p> <p>4 責任者の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、事故等により責任者が欠員になった場合の後任の責任者の任期は、前任者の残任期間とする。</p> <p>(教員会議)</p> <p>第3条 センター等に、教員会議を置く。</p> <p>2 教員会議は、センター等に関する次に掲げる事項を審議する。</p> <p>(1) 各種委員会への委員の選出に関すること。</p> <p>(2) 学長、役員会等から諮問又は付託された事項に関すること。</p>

- (3) センター等における重要事項に関すること。
- (4) その他センター等における連絡調整に関すること。

- 3 教員会議は、センター等の長をもって構成する。
- 4 教員会議に議長を置き、第2条に規定する責任者を持って充てる。
- 5 議長は、教員会議を招集する。
- 6 責任者に事故があるときは、あらかじめ責任者が指名した構成員がその職務を代行する。
- 7 教員会議は、原則として毎月1回招集する。ただし、責任者が特に必要があると認めたとき、又は構成員から開催の要求があったときは、臨時にこれを開催することがある。
- 8 教員会議は、構成員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開くことができない。
- 9 教員会議の議事は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 10 教員会議が必要と認めたときは、教員会議に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、センター等の運営に関し必要な事項は、責任者が別に定める。

#### 附 則

この規程は、令和5年5月12日から施行し、改正後の第2条第3項及び第3条第3項の規定は令和5年4月1日から適用する。

#### 【改正理由】

センター等責任者及び教員会議の構成員を見直し、もって組織の円滑な運営を図るものである。

- (3) センター等における重要事項に関すること。
- (4) その他センター等における連絡調整に関すること。

- 3 教員会議は、センター等の教授をもって構成する。
- 4 教員会議に議長を置き、第2条に規定する責任者を持って充てる。
- 5 議長は、教員会議を招集する。
- 6 責任者に事故があるときは、あらかじめ責任者が指名した構成員がその職務を代行する。
- 7 教員会議は、原則として毎月1回招集する。ただし、責任者が特に必要があると認めたとき、又は構成員から開催の要求があったときは、臨時にこれを開催することがある。
- 8 教員会議は、構成員の3分の2以上が出席しなければ、議事を開くことができない。
- 9 教員会議の議事は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 10 教員会議が必要と認めたときは、教員会議に構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、センター等の運営に関し必要な事項は、責任者が別に定める。